○国土交通省告示第千四百六十号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年十二月九日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

「協定規則第19号第３改訂版補足第２改訂版」を「協定規則第19号第４改訂版」に、「協定規則第48号第４改訂版補足第４改訂版」を「協定規則第48号第４改訂版補足第５改訂版」に、「協定規則第98号補足第13改訂版」を「協定規則第98号改訂版」に、「協定規則第112号補足第12改訂版」を「協定規則第112号改訂版」に、「協定規則第123号補足第４改訂版」を「協定規則第123号改訂版」に改める。

第十五条第一項中「よいものとする。」の下に「この場合において、別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.24.中、「自動車は、別紙８A.の技術的な要件を満たす横滑り防止装置（ＥＳＣ）を備えなければならない。」とあるのは「2.22.に適合する横滑り防止装置（ＥＳＣ）を備えた車両は、別紙８A.の技術的な要件を満たすものとする。」と、同別添3.2.26.中、「自動車は、別紙８B.の技術的な要件を満たすブレーキアシストシステム（ＢＡＳ）を備えなければならない。」とあるのは「2.32.に適合するブレーキアシストシステム（ＢＡＳ）を備えた車両は、別紙８B.の技術的な要件を満たすものとする。」と、読み替えるものとする。」を加える。

第三十九条第三項第一号中「カメラ」の下に「、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）に備える車内を撮影するための防犯カメラ」を加える。

第六十一条第一項第九号中「（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）」を削る。

第九十一条第一項中「よいものとする。」の下に「この場合において、別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.24.中、「自動車は、別紙８A.の技術的な要件を満たす横滑り防止装置（ＥＳＣ）を備えなければならない。」とあるのは「2.22.に適合する横滑り防止装置（ＥＳＣ）を備えた車両は、別紙８A.の技術的な要件を満たすものとする。」と、同別添3.2.26.中、「自動車は、別紙８B.の技術的な要件を満たすブレーキアシストシステム（ＢＡＳ）を備えなければならない。」とあるのは「2.32.に適合するブレーキアシストシステム（ＢＡＳ）を備えた車両は、別紙８B.の技術的な要件を満たすものとする。」と、読み替えるものとする。」を加える。

第百十七条第四項第一号中「カメラ」の下に「、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ」を加える。

第百二十条第十一項第一号中「225,000cd」を「300,000cd」に改める。

第百二十六条第三項第三号中「構造上」を「形状、構造、デザイン及び操作性により」に改める。

第百三十三条の一第三項第三号中「すること。」の下に「これらによりがたい場合は、車両の外形の輪郭に可能な限り近くなるように取り付けること。」を加え、同項第七号中「2.1m」を「2.5m」に、「構造上」を「形状、構造、デザイン及び操作性により」に改め、同項第八号中「再帰反射材とする。」の下に「これらによりがたい場合は、車両の外形の輪郭に可能な限り近くなるように取り付けること。」を加え、同項第十一号及び第十二号中「３m」を「1.5m」に、「15°」を「４°」に改める。

第百九十五条第五項第二号中「カメラ」の下に「、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ」を加える。

第百九十八条第十項第一号中「225,000cd」を「300,000cd」に改める。

第一百四条第三項第三号中「構造上」を「形状、構造、デザイン及び操作性により」に改める。

第一百十一条の一第三項第三号中「すること。」の下に「これらによりがたい場合は、車両の外形の輪郭に可能な限り近くなるように取り付けること。」を加え、同項第七号中「2.1m」を「2.5m」に、「構造上」を「形状、構造、デザイン及び操作性により」に改め、同項第八号中「再帰反射材とする。」の下に「これらによりがたい場合は、車両の外形の輪郭に可能な限り近くなるように取り付けること。」を加え、同項第十一号及び第十二号中「３m」を「1.5m」に、「15°」を「４°」に改める。

別添十一３・２・１３・中「規格ＩＳＯ　9128―1987」を「規格ＩＳＯ　9128―2006」に改める。

別添十一３・２・２３・２・（ａ）中「非積載状態であって、原動機が切り離された状態であり、かつ、常温時制動試験の条件において」を削る。

別添十一３・２・２４・を次のように改める。

3.2.24.　自動車は、別紙８A.の技術的な要件を満たす横滑り防止装置（ＥＳＣ）を備えなければならない。

別添十一３・２・２４・１・中「備えることができる。」の下に「この場合において、当該車両安定装置を備えた車両は、別紙８A.の技術的な要件を満たす横滑り防止装置（ＥＳＣ）を備えた車両とみなす。」を加える。

別添十一３・２・２６・を次のように改める。

3.2.26.　自動車は、別紙８B.の技術的な要件を満たすブレーキアシストシステム（ＢＡＳ）を備えなければならない。

別添五十一２・５・２８・の次に次を加える。

2.5.29.　「相互依存型灯火装置」とは、同一の機能を有する２個又は３個の相互依存型灯火等の組み合わせをいう。

2.5.29.1.　「相互依存型灯火等」とは、相互依存型灯火装置の一部をなす灯火装置をいい、複数の灯火装置が同時に作動し、異なる基準軸方向の見かけの表面、灯器及び光源を有するものをいう。

別添五十一２・１１・を次のように改める。

2.11.　「幾何学的視認性に係る角度」とは、灯火等の見かけの表面を見通すことができなければならない最小範囲を示す立体領域を決定するための角度をいう。この最小範囲を示す立体領域は、その中心が灯火等の基準中心と一致し、かつ、その均分円が地面に対して平行となる球上の弧により決定するものとする。この弧は、基準軸を基準として決定するものとし、水平角βは経度に相当し、垂直角αは緯度に相当するものとする。

別添五十一２・１４・１・２・２・の次に次を加える。

2.14.1.3.　基準軸に直角の方向に測定した隣接する投影像間の最短距離が75㎜を超えて取り付けられていない、同一の機能を有する２個又は３個の相互依存型灯火等。

別添五十一３・７・２・を次のように改める。

3.7.2.　同一の機能を有する灯火等（反射器を除く。）の見かけの表面が２つ以上の部分から構成される場合には、以下のいずれかの要件を満たすこと。

別添３・７・２・の次に次を加える。

3.7.2.1.　基準軸に垂直であり、かつ、レンズに接する平面への当該灯火等の見かけの表面の投影の面積が当該投影に外接する最小四辺形の面積の60％以上を占めるか、又は、基準軸に直角の方向に測定した２つの隣接する投影像間の最短距離が15㎜を超えてはならない。

3.7.2.2.　相互依存型灯火等の場合、基準軸に直角の方向に測定した隣接する投影像間の最短距離が75㎜を超えてはならない。

別添五十一３・１１・中「3.11.3.」を「3.11.4.」に改める。

別添五十一３・１１・３・の次に次を加える。

3.11.4.　相互依存型灯火装置の場合は、電気結線に関し、同時に点灯し、かつ、同時に消灯するように取り付けられなければならない。

別添五十一３・１８・１・ただし書を次のように改める。

ただし、3.18.2.から3.18.4.までのいずれかの基準を満たすものにあっては、この限りではない。

別添五十一３・１８・２・を次のように改める。

3.18.2.　当該灯火等が装置の型式の指定を受けた組合せ灯火等であって「D」マークを付されたものである場合にあっては、組合せ灯火等を構成する灯火等のうち１個の灯火等が本規定に適合するものであればよい。また、当該灯火等を自動車の片側に複数装備する場合にあっては、構成する灯火等のうち１個の灯火等が本規定に適合するものであればよい。